

第4 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現、働き方改革の実現、人材力強化・人材確保対策の推進、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり及び地方創生に向けた取組の推進を行い、公正、適正で納得して働くことのできる環境の整備を図る。

1 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現 479億円(332億円)

(1)企業における正社員転換・雇用管理改善の強化 456億円(312億円)

「正社員転換・待遇改善実現プラン（仮称）」に基づき、非正規雇用労働者の実態等の把握を行うとともに、ハローワークによる正社員就職の促進やキャリアアップ助成金の拡充等による事業主支援等を通じて、正社員を希望する人の正社員化、非正規雇用で働く人の待遇改善等を進める。

(2)労働者派遣制度の見直しの着実な実施等 14億円(12億円)

「労働者派遣法改正法（案）」が成立した場合には、着実な施行を行う。また、平成27年10月1日施行予定の労働契約申込みみなし制度についても理解が進むよう周知広報を行う。加えて、雇用安定措置やキャリアアップ措置の着実な実施のため、指導監督体制を強化するとともに、特定労働者派遣事業の見直し等に伴う円滑な移行支援及び許可審査体制の整備を引き続き行う。

(3)多様で安心できる働き方の導入促進【一部新規】(一部再掲・56ページ参照)

7.4億円(6.3億円)

非正規雇用労働者のキャリアアップの促進のため、多様な正社員に係る好事例の収集、周知、啓発を行うとともに、企業向けセミナーの実施などにより、多様な正社員の導入の促進を一層図っていく。

また、改正労働契約法に基づく有期労働契約の無期労働契約への転換ルールについて、中小企業等への普及を図るため、その周知方策や事業者支援の拡充を図る。

(4)パートタイム労働対策の推進【一部新規】(一部再掲・56ページ参照)

7億円(8億円)

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の着実な履行確保を図る。また、企業表彰を実施するとともに、教育訓練・正社員転換制度の整備や短時間正社員制度の導入に取り組む事業主への支援を行う。さらに、平成27年6月に実施した行政事業レビューの公開プロセスの結果も踏まえ、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を効率的・効果的に進める。

2 働き方改革の実現

111億円(97億円)

(1)過重労働解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進等【一部新規】(一部再掲・52ページ参照) 73億円(55億円)

①過重労働解消に向けた取組の促進等【一部新規】

時間外労働及び休日労働協定の適正化に係る指導や、過重労働による健康障害防止のための重点的な監督指導、過重労働解消に向けた労使の取組の促進、過重労働解消のためのセミナー等を行う。

また、「労働基準法等の一部を改正する法律（案）」が成立した場合には、事業主等に対する法内容の周知等を行う。

②過労死等防止対策の推進【一部新規】

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

(2)ワーク・ライフ・バランスの実現【一部新規】(一部再掲・50ページ参照)

38億円(26億円)

①「女性活躍推進法（案）」の円滑な施行(再掲・50ページ参照)

16億円(8億円)

「女性活躍推進法（案）」の円滑な施行を通じ、企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を加速させるため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」の企業情報データベースを拡充するとともに、中小企業に対する行動計画の策定支援の強化、助成金制度等による取組促進を図る。

②働き方・休み方の見直しに向けた取組の促進【一部新規】(一部再掲・57ページ参照)

19億円(13億円)

企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及に加え、労使の取組に対する支援を拡充する。

③良質なテレワーク・在宅就業の推進【一部新規】(一部再掲・57ページ参照)

14億円(12億円)

良質なテレワークの普及に向け、テレワークモデル実証事業の成果を踏まえた周知、サテライトオフィスを活用したテレワークの普及に向けた支援、導入経費等に対する助成金の拡充等を実施する。

さらに、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知や、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

(3)持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備等

19億円(29億円)

全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための取組を支援する。

あわせて、最低賃金について幅広い周知啓発を図るとともに、的確な監督指導を行うことにより、最低賃金の遵守の徹底を図る。

3 人材力強化・人材確保対策の推進

429億円(311億円)

(1)職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援【一部新規】163億円(80億円)

- ・ 労働者のキャリア形成における「気づき」を支援するため、職業生活の節目において定期的にキャリアコンサルティングを行う「セルフ・キャリアドック（仮称）」の導入マニュアルの作成や、導入・実施する事業主に対する支援等を新たに行うとともに、キャリア形成における優れた取組を行う企業に対する表彰制度を拡充する。
- ・ 人材育成の課題を踏まえた実践的な職業訓練の実施を推進するため、座学と実習を組み合わせた雇用型訓練を行う事業主等への支援を拡充するとともに、労働者の自発的な職業能力開発の機会を確保するため、教育訓練休暇制度等の導入を行う事業主への支援の拡充等を実施する。

(2)産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等【一部新規】（一部再掲・58ページ参照）25億円(23億円)

対人サービス分野を中心とした技能検定の開発の推進や、企業の採用・待遇への反映促進を図るため、業界団体に対する技術的支援及び助成措置を行う。

また、社内検定の社会的な認識を高め、普及・拡大を図るために、社内検定に取り組む企業の開拓から構築支援まで一貫した支援を行う。

さらに、技能検定について、産業界の人材ニーズに応じた職種・作業の設定・見直しや、若年者が受検しやすい環境整備等に取り組むとともに、技能五輪国際大会について、競技力向上に向けた国際大会選手の訓練サポートの充実等を図る。

(3)ハローワーク等におけるマッチング機能の強化

29億円(28億円)

ハローワークの求人情報提供ネットワークから、オンラインで、民間職業紹介事業者や地方自治体等に求人情報を提供するとともに、ハローワークの保有する求職情報について、民間職業紹介事業者や地方自治体等への提供を行う。また、「雇用対策協定」の締結を推進するとともに、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹

介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する。

(4)希望するキャリアの実現支援【一部新規】 **56億円(32億円)**

労働者の自発的・主体的なキャリア選択を可能にする環境整備を進めるため、年齢にかかわりなく中高年人材を活用する企業に対して助成を行う。

「試行在籍出向」の導入に向けたノウハウの蓄積、課題の抽出を図るため、産業雇用安定センターにおいて「試行在籍出向」プログラムをモデル的に実施する。

(5)人材不足分野等における人材確保対策等の総合的な推進

141億円(133億円)

①潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化 **16億円(16億円)**

介護・看護・保育の各分野について、全国の主要なハローワークに設置した「福祉人材コーナー」における福祉人材の確保に向けた取組や、建設労働者が不足している地域の主要なハローワークにおける「建設人材確保プロジェクト」の実施により、人材確保対策を推進する。

②雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進 **115億円(111億円)**

雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する職場定着支援助成金の対象事業主の拡大及び建設労働者確保育成助成金の助成対象メニューの拡充等を行うとともに、介護・建設・運輸分野等の人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業の実施等により「魅力ある職場づくり」を推進する。

③建設技能労働者的人材育成強化 **9.2億円(6億円)**

人手不足が顕著な建設技能労働者的人材育成を強化するため、離転職者や新卒者等に対し、座学や実習による職業訓練機会の付与から就職まで一貫して支援を行う事業について、対象職種の拡充を行う。

(6)早期の紛争解決に向けた体制整備等【一部新規】 **16億円(16億円)**

都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備等により、個別労働紛争の早期解決を促進する。

4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

112億円(102億円)

(1) 第12次労働災害防止計画の着実な推進【一部新規】(一部再掲・57ページ参照) 76億円(70億円)

第12次労働災害防止計画（平成29年度まで）において重点業種として掲げている第三次産業、陸上貨物運送事業、製造業等について、各業種の特性に応じ、労働災害の防止を図る。また、社会保障を支える介護労働者の安全衛生対策を推進する。

東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関係工事等に係る安全対策をはじめとして、建設業における安全対策の充実を図る。

(2) 職場における健康確保対策の推進【一部新規】 47億円(41億円)

①メンタルヘルス対策の推進等【一部新規】(一部再掲・57ページ参照) 37億円(32億円)

ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の周知徹底、ストレスチェック等を実施する小規模事業場に対する支援の拡充等を図る。また、事業場における産業保健活動の支援や産業保健スタッフの人材育成等の充実、強化を図る。

治療等が必要な疾病を抱えた労働者への適切な理解に基づく健康管理が行われ、労働者が治療を行いながら就労が継続できるよう、専門の相談員による相談対応や訪問支援等を実施する。

②受動喫煙防止対策の推進

9.8億円(8.8億円)

喫煙室の設置等に係る費用の一部を助成すること等により、職場の受動喫煙防止対策を推進する。

(3) 化学物質取扱業務に従事する労働者の健康確保対策の徹底等

2.2億円(2.2億円)

化学物質のリスクアセスメントについて、その義務化に向け、「ラベルでアクション」プロジェクトとして、モデルラベル・安全データシートの作成、相談窓口の設置、地域全体で化学物質のリスクに対する認識を高める取組等を実施し、中小企業がリスクアセスメントを実施しやすい環境整備のための支援措置の充実強化を図る。

(4) パワーハラスメント等の予防・解決に向けた環境整備(再掲・51ページ参照)

(一部再掲・57ページ参照) 4.8億円(2.7億円)

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を進めるため、平成27年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果なども踏まえ、過労死等防止啓発月間に、啓発用ホームページ、リーフレット、ポスター等、多様

な媒体を活用した集中的な周知・啓発を行う。また、パワハラの予防から事後対応までをサポートする「パワハラ対策導入マニュアル」の周知・普及を図ることにより、労使・企業における取組を支援する。加えて、実効ある対策の推進のため、全国 47 都道府県において、人事労務担当者向けのセミナーを実施する。

また、パワーハラスメント対策の充実にあわせ、ハラスメント対策の総合的な取組の推進を図る。

(5) 労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上

19億円(17億円)

労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険未手続事業一掃対策を推進するとともに、労働保険料の収納率の向上を図る。

※労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして 8,779 億円（8,818 億円）を計上

5 地方創生に向けた取組の推進

126億円(93億円)

地域の創意工夫を活かした人材育成を推進するため、企業や地域の多種多様なニーズに対応した新たな人材育成プログラムの開発・実施を支援する「地域創生人材育成事業」の拡充を行う。

また、産学官による地域コンソーシアムを構築し、地域ニーズを踏まえた就職可能性をより高めるための職業訓練コースの開発・検証を行う事業の全国展開を図る。

さらに、ハローワークの全国ネットワークを活用した若者等の UIJ ターン支援を行うとともに、地方創生に向けて、市町村単位で雇用課題の解決に取り組む実践型地域雇用創造事業や都道府県単位で取り組む戦略産業雇用創造プロジェクト等により、地方自治体と連携した取組を行い、地域の実情に即した「しごと」作り、「ひと」作りを推進する。